

第4章 現状と課題

第1節 保存（保存管理）

（1）公開範囲の拡大

【現状】 平成15年度末から公有地（駐車場用地を含む約36,000㎡）の地上に現存する13基の古墳及びその周辺の草刈り業務を委託している（草刈は、年間3回程度実施）。現在は現存する古墳が主に分布する指定地南側を対象に公開している。公開範囲には仮設見学路として、防草シートを敷き、その上に定期的にウッドチップをまいている。

ただし、1号墳・23号墳（タ号）より北側は、地表に古墳が存在しないことから現在草刈りの範囲外であり、現状は草が繁茂し立ち入りできない。

【課題】 指定地北側は、沼田市重要文化財に指定されている多数の副葬品がかつて発掘された古墳の密集地であったことから、公開範囲として周知する必要がある。



指定地北側（1号墳・23号墳（タ号）の北側は除草管理外）

（2）各古墳に応じた保存状況の把握

【現状】 地上に現存する13基の古墳について、石室が未開口のもの、石室前面の改変、天井石の抜けや露出など、様々な保存状況がみられるが、過去の調査時と比較すると近年著しい破損の進行はあまりみられない。また、石室への立入りや墳丘に登ることがないように、柵や看板を設置して注意喚起を行っている。

【課題】 見学者が無断で墳丘に登ったり、石室に入ったりする機会が増えると、破損の進行やいたずら等の保存に影響を及ぼすことが想定され、見



3号古墳 石室前面の改変（石積み）

学公開に際し、各古墳の状況に応じた方針を定める必要がある。

指定地内の樹木の中には、大きく成長すると根が地下遺構に影響を及ぼす恐れがあることから、遺構の保存を前提に、適切な樹木管理を行う必要がある。



6号墳に近接する成長した桑の木

(3) 指定地内の市道の取扱い

【現状】 指定地は全て公有地（所有者：沼田市）であり、市によって文化財としての保存管理を行っているが、一部市道敷が含まれる。

【課題】 土地改良事業施工以前からの市道であり、廃止手続きがなされず現在に至っているため、将来的には廃止が望まれる。

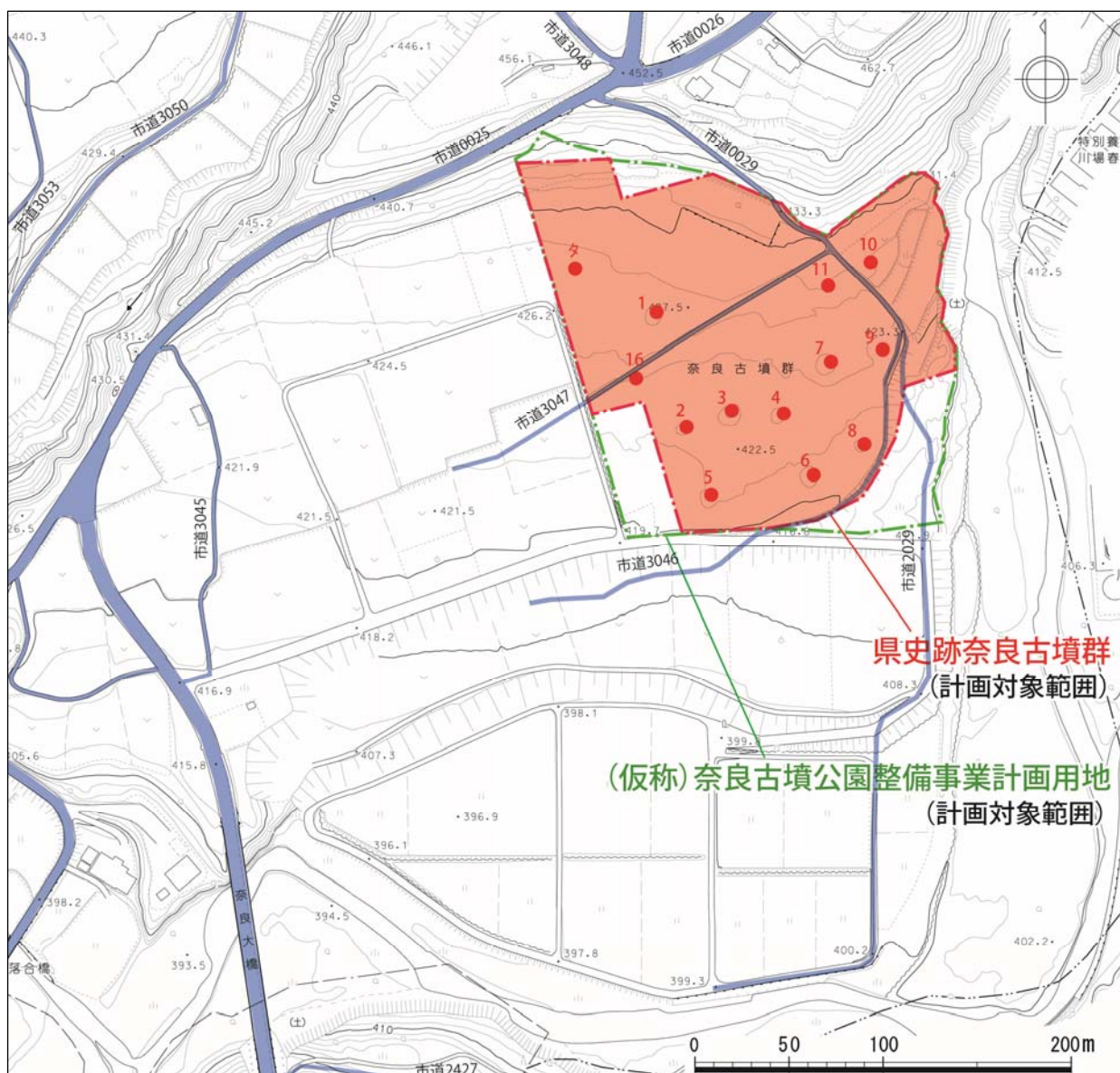
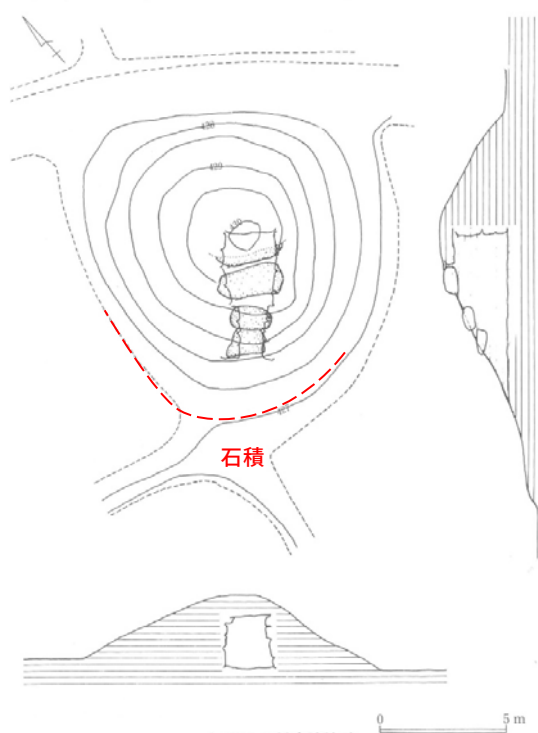


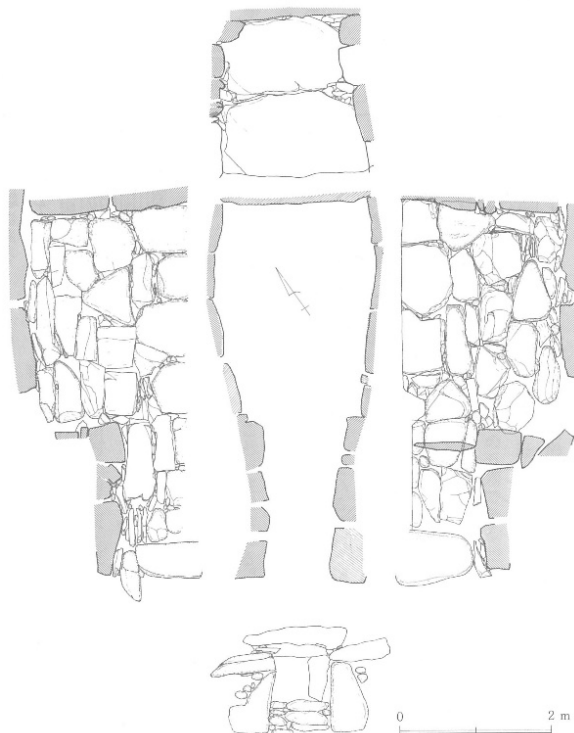
図 18 奈良古墳群指定地内外の認定市道

【古墳の概要】

1 号墳			
1 号古墳（県指定）		第一六号墳（『綜覧』池田村）	群大 1 1 号（群大(尾崎)）
時 期	七世紀後半期築造		占 地 分布域のほぼ中央に位置
墳 丘	北から南に緩やかに傾斜する地の中央に築造 北側と南側の比高差 1.3m 東西径 12.5m、南北径 14.0m、高さ北側 2.69m、南側 3.54m、二段築造と推定		
覆 土	河原石・砂利を多量に含む		
主体部	割石および転石積みの横穴式石室		
石 室	両袖型横穴式石室 主軸全長 5.0m	主 軸	35 度東
羨道部	主軸長 2.14m、奥幅 1.25m、奥高 0.95m		
	築造当時をとどめている 羨道部入口 西南面		
玄 室	主軸長 2.86m、奥壁幅 1.93m、奥壁高 2.05m		
	玄門部寄り玄室部天井石一枚外され、玄室内盗掘攪乱		
石 材	転石（河原石）、割石		
出土資料	人骨片、須恵器類の破片、大甕破片と推定		
周 堀	第 4 次調査時に確認		
文 献	沼田市史 資料編 1 原始古代・中世		



1 号古墳墳丘



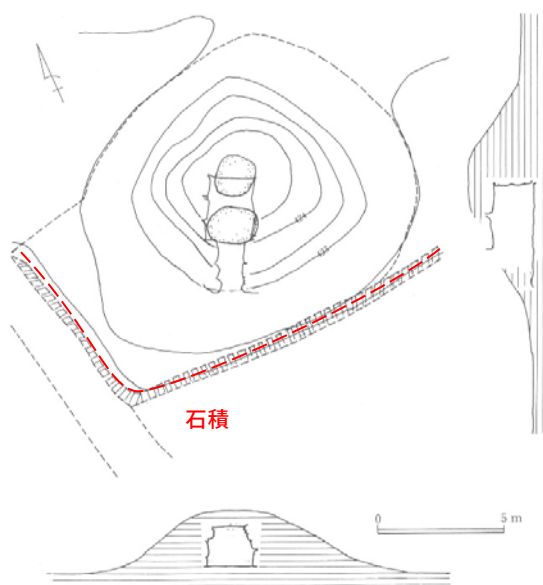
1 号古墳石室

沼田市史 資料編 1（1995 年 3 月発行）

【古墳の現況】

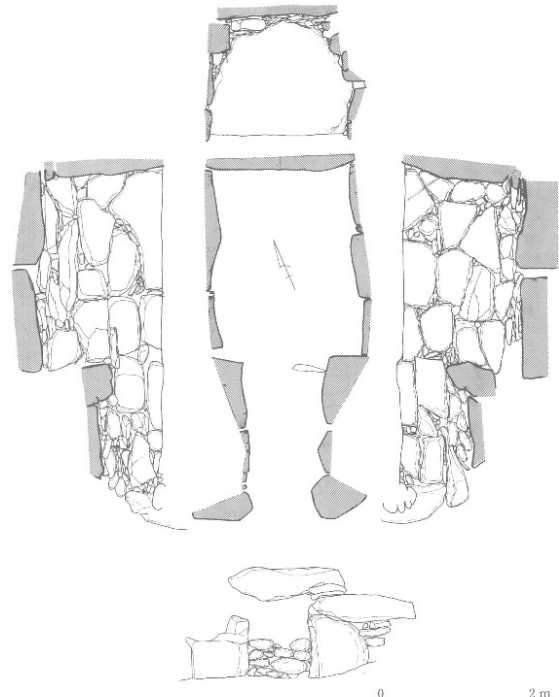
1号墳		
1号古墳（県指定）	第一六号墳（『綜覧』池田村）	群大11号（群大(尾崎)）
 1号古墳 正面(南面) 葺石と間違えやすい後世の石積	 1号古墳 背面(北面)	
 1号古墳 (西面) 葺石と間違えやすい後世の石積	 1号古墳 (東面)	
 保存整備基本計画（1992年度）	 1992年と変化ない天井石の開口 石室内に生える草	
1992年度基本計画及び1995年3月沼田市史の写真・図面と比較し古墳構造に変化なし。		 破損した進入防止柵扉の基礎 古墳名と注意喚起表示板 撮影日：2022.7.22

2号墳					
2号古墳（県指定）		第一五号墳（『綜覧』池田村）		群大9号（群大(尾崎)）	
時 期	七世紀後半期築造 1号古墳に後出		占 地	分布域の中央部南寄りに位置	
墳 丘	南方に向かって緩やかに傾斜する地に築造 北側と南側の比高差 1.0m				
	東西径 13.0m、南北径 11.5m、高さ北側 2.64m、南側 3.07m、二段築造と推定				
覆 土	河原石・砂利を多く含む 墳頂部標高 425.57m				
主体部	割石および転石積みの横穴式石室、				
石 室	両袖型横穴式石室 主軸全長 4.64m		主 軸	24度東	
羨道部	主軸長 2.15m、奥幅 1.19m、奥高 0.75m				
	填塞石の大半が除かれている 羨道部入口 南面				
玄 室	主軸長 2.49m、奥壁幅 1.85m、奥壁高 1.60m				
	玄室前壁取り除かれ、天井石露出、墳頂部土石崩落				
石 材	転石（河原石）、割石				
出土資料	須恵器類の破片、墳丘表面に須恵器大甕破片				
文 献	沼田市史 資料編1 原始古代・中世				



石積

2号古墳墳丘

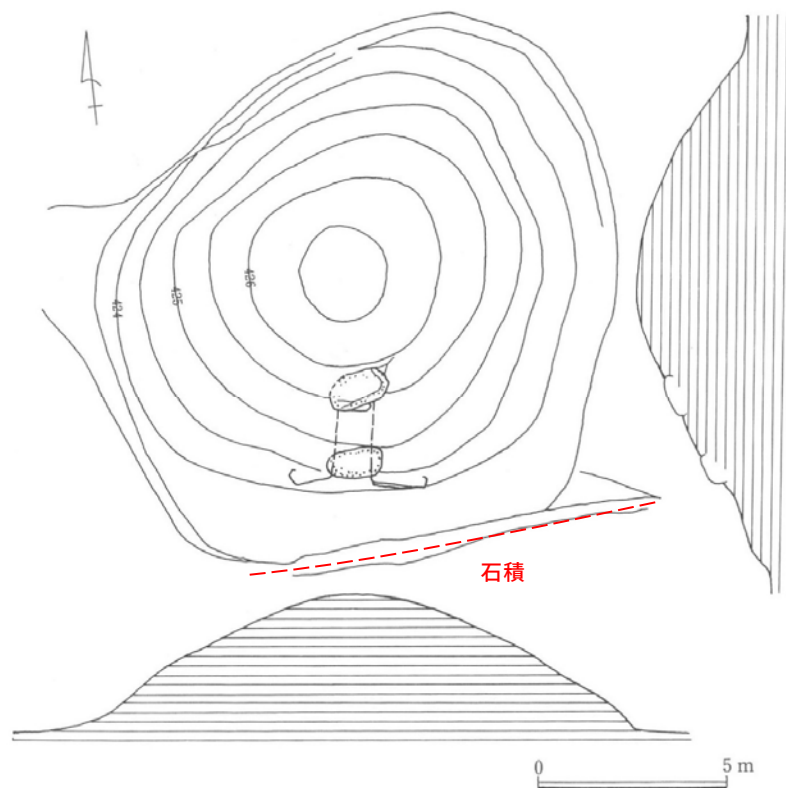


2号古墳石室

沼田市史 資料編1（1995年3月発行）

2号墳		
2号古墳（県指定）	第一五号墳（『綜覧』池田村）	群大9号（群大(尾崎)）
2号古墳 正面(南面) 後世に築かれた石積 2号古墳 背面(北面) 2号古墳 (西面) 後世に築かれた石積 2号古墳 (東面) 保存整備基本計画（1992年度） 1992年度基本計画及び1995年3月沼田市史の写真・図面と比較し古墳構造に変化なし。樹木が伐採され改善している。 1995年と変わらない天井石の開口 破損した進入防止柵扉 古墳名と注意喚起表示板		
撮影日：2022.7.22		

3号墳			
3号古墳（県指定）		第一三号墳（『綜覧』池田村）	群大8号（群大(尾崎)）
時 期	七世紀後半期築造 1号、2号古墳に先行	占 地	分布域の東寄りに位置
墳 丘	北方から南方に向かって緩やかに傾斜する地に築造		
	東西径 14.0m、南北径 15.0m、高さ北側 3.07m、南側 3.24m、積石塚的構成		
覆 土	河原石・砂利で、土は認められない 墳頂部標高 426.74m		
主体部	割石および転石積みの横穴式石室		
石 室	両袖型横穴式石室 主軸全長 6.00m	主 軸	10度東
羨道部	奥幅 0.80m、転石を主とする		
	羨道部露出、羨道部入口 南面、天井石 3、4 石		
玄 室	主軸長 2.43m、奥壁幅 1.42m、奥壁高 0.53m プラン羽子板形		
	玄室天井石の被覆土砂流出、玄室部開口、天井石 3 石、割石を主とする		
石 材	転石（河原石）、割石		
出土資料	不明		
文 献	沼田市史 資料編 1 原始古代・中世		

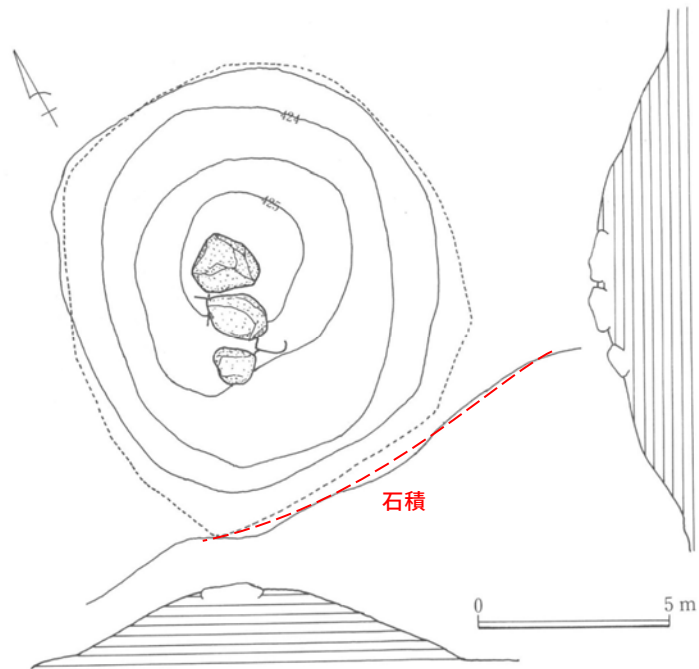


3号古墳墳丘

沼田市史 資料編 1（1995 年 3 月発行）

3号墳		
3号古墳（県指定）	第一三号墳（『綜覧』池田村）	群大8号（群大(尾崎)）
3号古墳 正面(南面) 後世に築かれた石積 3号古墳 背面(北面) 削平された墳裾 3号古墳 (西面) 3号古墳 (東面) 保存整備基本計画（1992年度） 石室内に残る枯れた樹木 1992年度基本計画及び1995年3月沼田市史の写真・図面と比較し古墳構造に変化なし。樹木が伐採され改善しているが石室内に枯れた樹木が残る。 天井石の草に覆われ危険な開口部 古墳名と注意喚起表示板		
撮影日：2022.7.22		

4号墳				
4号古墳（県指定）		第一二号墳（『綜覧』池田村）		群大7号（群大(尾崎)）
時 期	七世紀後半期築造 2号古墳に先行		占 地	分布域の東寄りに位置
墳 丘	北から南へ緩やかに傾斜する地に築造 墳頂部原形は不明			
	東西径 10.5m、南北径 12.5m、比高北側 2.05m、南側 2.50m			
覆 土	上段墳丘は石室上を浅く被覆する高さの伏鉢形 墳頂部標高 425.5m			
主体部	割石および転石積使用の横穴式石室 壁部通し重ね積み変形で乱積に近い構成			
石 室	両袖型横穴式石室 主軸全長 5.90m 天井石露出一部陥没		主 軸	25度東
羨道部	主軸長 2.80m、奥幅 1.43m、奥高一			
	埋没し不明			
玄 室	主軸長 3.10m、奥壁幅 2.05m、奥壁高 1.76m			
	天井石 2、3 石			
石 材	割石および転石使用			
出土資料	不明			
文 献	沼田市史 資料編 1 原始古代・中世			

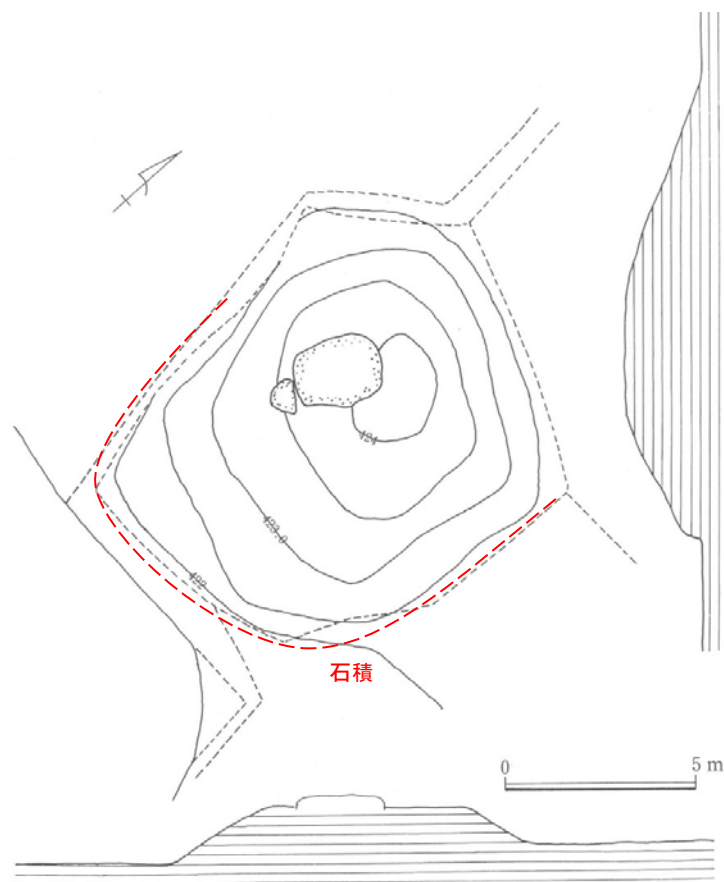


4号古墳墳丘

沼田市史 資料編 1 （1995 年 3 月発行）

4号墳		
4号古墳（県指定）	第一二号墳（『綜覧』池田村）	群大7号（群大(尾崎)）
 4号古墳 正面(南面) 後世に築かれた石積	 4号古墳 背面(北面) 点在する後世の石材	
 4号古墳 (西面)	 4号古墳 (東面) 後世の石積と石材	
 保存整備基本計画（1992年度）	 1995年と変わらない落下した天井石と露出した側壁	
1992年度基本計画及び1995年3月沼田市史の写真・図面と比較し古墳構造に変化なし。		 古墳名と注意喚起表示板 撮影日：2022.7.22

5号墳			
5号古墳（県指定）		第一四号墳（『綜覧』池田村）	群大10号（群大(尾崎)）
時 期	七世紀後半期築造	占 地	分布域の南端に位置
墳 丘	北東から南西に緩やかに傾斜する地形、南側に崩落した形状で残存		
	東西径 10.0m、南北径 12.5m、高さ北側 2.02m、南側 2.29m		
覆 土	墳頂部標高 424.3m 天井石の一部露出削平された状態		
主体部	天井石の一部露出		
石 室	両袖型横穴式石室 主軸全長(推定)5.0～6.0m	主 軸	約 38 度東
羨道部	主軸長一、右壁幅 2.83m、奥高一		
	羨道部入口 西南面		
玄 室	主軸長一、奥壁幅 1.53m、奥壁高 0.74m 矩形、胴張りのある玄室プラン推定		
	天井石一石露出 一石が取り除かれ不明、二石をもって構架されていたと推定		
石 材	割石および転石積みと推定		
出土資料	不明		
文 献	沼田市史 資料編 1 原始古代・中世		

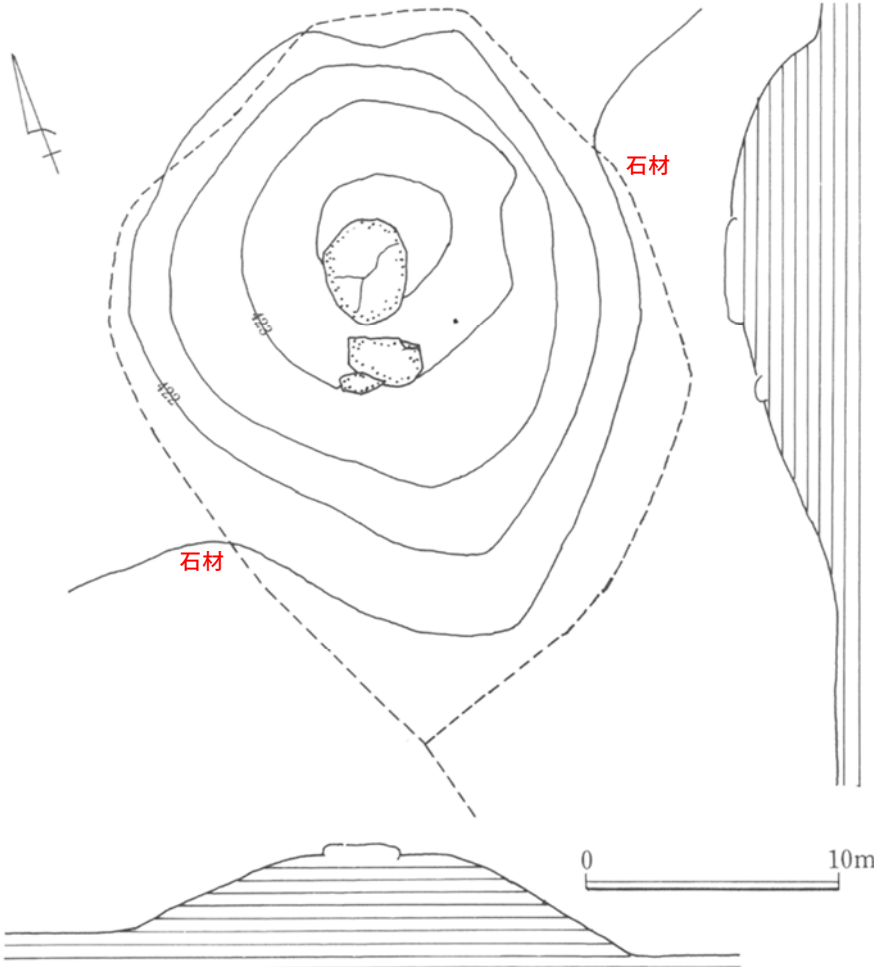


5号古墳墳丘

沼田市史 資料編 1 （1995 年 3 月発行）

5号墳		
5号古墳（県指定）	第一四号墳（『綜覧』池田村）	群大10号（群大(尾崎)）
		
5号古墳 正面(南面) 後世に築かれた石積		5号古墳 背面(北面) 点在する後世の石材
		
5号古墳 (西面) 後世に築かれた石積		5号古墳 (東面) 後世に築かれた石積
		
保存整備基本計画（1992年度）		1995年と変化ない天井石の開口
1992年度基本計画及び1995年3月沼田市史 の写真・図面と比較し古墳構造に変化なし。		
		古墳名と注意喚起表示板
撮影日：2022.7.22		

6号墳					
6号古墳（県指定）		第一一号墳（『綜覧』池田村）		群大6号（群大(尾崎)）	
時 期	七世紀後半期築造		占 地	分布域の東区の南端に位置	
墳 丘	わずかに北方が高い地形				
	東西径 10.0～11.0m、南北径 13.0～13.5m、高さ南側 2.71m、多く河原石露出				
覆 土	墳頂部標高 423.64m、玄室天井石二個露出				
主体部	割石および転石使用の横穴式石室、構造不明				
石 室	主軸全長推定 7.0～8.0m			主 軸	—
羨道部	—				
	—				
玄 室	—				
	—				
石 材	割石および転石使用				
出土資料	不明				
文 献	沼田市史 資料編 1 原始古代・中世				



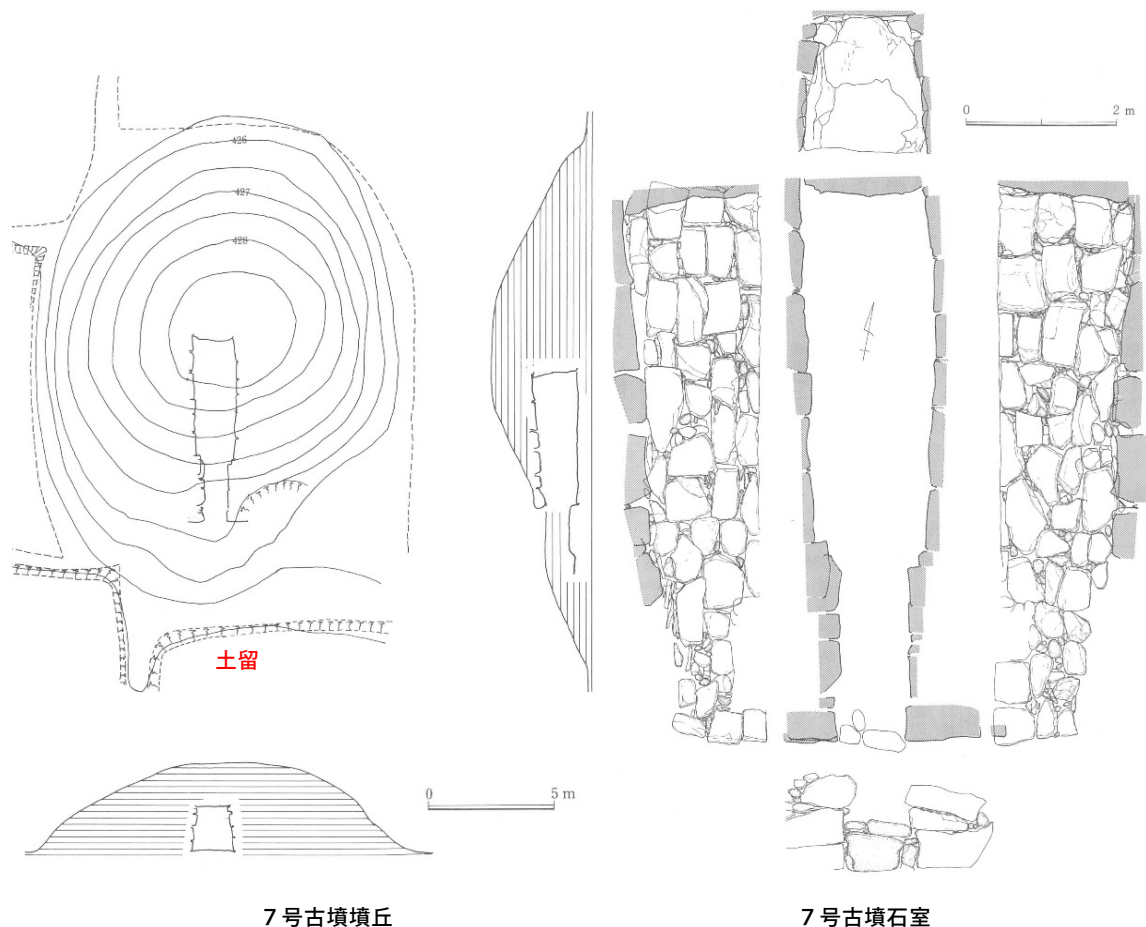
6号古墳石室

沼田市史 資料編 1 （1995 年 3 月発行）

6号墳		
6号古墳（県指定）	第一一号墳（『綜覧』池田村）	群大6号（群大(尾崎)）
6号古墳 正面(南面) 点在する後世の石材 6号古墳 背面(北面) 疑似的な後世の石材 6号古墳（西面）後世の石材と前庭部前のクワ 6号古墳（東面）点在する後世の石材 保存整備基本計画（1992年度） 1992年度基本計画及び1995年3月沼田市史の写真・図面と比較し古墳構造に変化なし。ブドウ畑のビニール屋根は撤去されている。 1995年と変化ない天井石の露出 古墳名表示板		

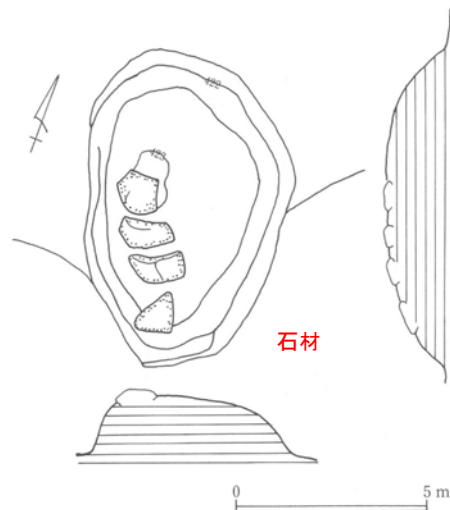
撮影日：2022.7.22

7号墳			
7号古墳（県指定）		第一〇号墳（『綜覧』池田村）	群大4号（群大(尾崎)）
時 期	七世紀前半期築造 形成期初期	占 地	分布域の南東寄りに位置
墳 丘	北から南に緩やかに傾斜する地形 古墳群の中核的位置を占める古墳		
	東側から南側に一部切り崩しがあるが原形を良くとどめ古墳群内最も保存状態が良く最大規模円墳 伏鉢形の形状		
	東西径 11.7m、南北径 13.0m、墳丘規模南北径 14.6m内外		
覆 土	墳頂部標高 428.10m 石室裏込め石積みを被覆した積土と推定		
主体部	割石、転石使用 奥壁は割石を立て置きした1枚構成、側壁部は概ね4段積み		
石 室	両袖型横穴式石室 羽子板状 主軸全長 7.30m	主 軸	34.9度東
羨道部	主軸長 2.54m、奥幅 0.93m、奥高 1.20m		
	羨道部入口 南から11度東		
玄 室	主軸長 4.95m、奥壁幅 1.74m、奥壁高 1.73m		
石 材	割石および転石使用		
出土資料	不明		
文 献	沼田市史 資料編1 原始古代・中世		



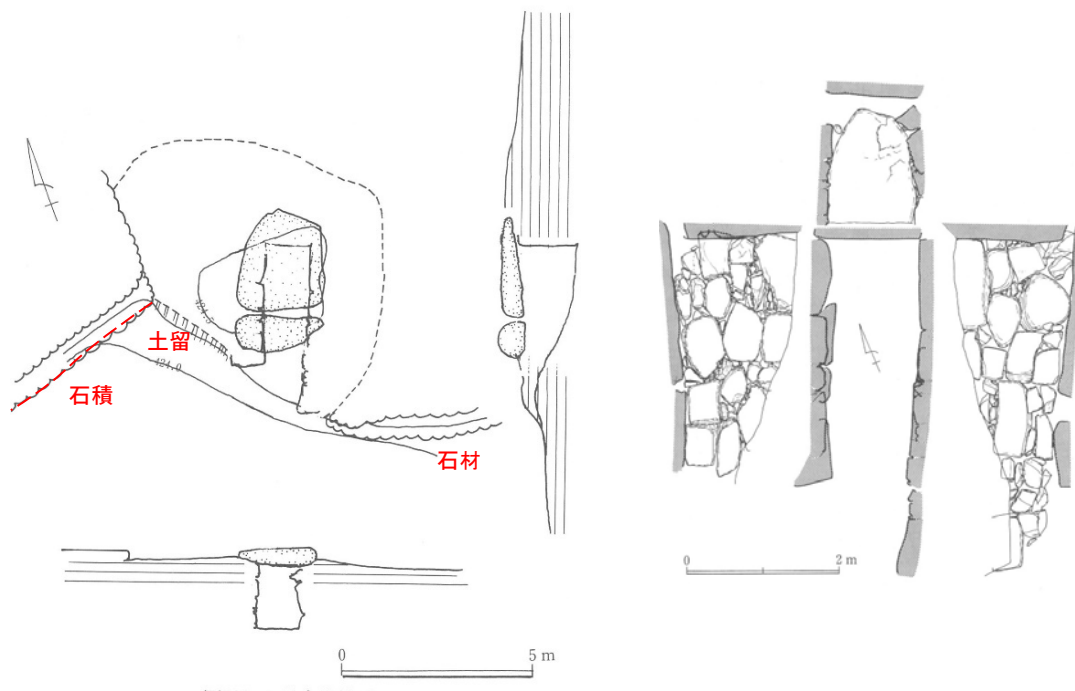
沼田市史 資料編1 (1995年3月発行)

7号墳		
7号古墳（県指定）	第一〇号墳（『綜覧』池田村）	群大4号（群大(尾崎)）
 7号古墳 正面(南面) 土留めと点在する石材	 7号古墳 背面(北面) 群内最も保存状態が良い	
 7号古墳 (西面) 古墳群内最大規模	 7号古墳 (東面)	
	 内部見学可能な石室入口、古墳名と注意喚起表示板	
 保存整備基本計画（1992年度）	 古墳群内最大の石室内部	
1992年度基本計画及び1995年3月沼田市史の写真・図面と比較し古墳構造に変化なし。樹木が伐採され改善している。		撮影日：2022.7.22

8号墳					
8号古墳（県指定）		第九号墳（『綜覧』池田村）		群大5号（群大(尾崎)）	
時 期	七世紀前半期築造？			占 地	分布域の南東端位に位置
墳 丘	墳丘の大部分削平				
	東西 6.0m、南北 8.5m、高さ 1.5m規模で残存				
覆 土	墳頂部標高 423.00m				
主体部	割石および転石積みの横穴式石室と推定				
石 室	横穴式石室 推定規模 5.0m			主 軸	—
羨道部	—				
玄 室	—				
	—				
石 材	—				
出土資料	不明				
文 献	沼田市史 資料編 1 原始古代・中世				
 石材 8号古墳墳丘					
沼田市史 資料編 1 （1995 年 3 月発行）					

8号墳		
8号古墳（県指定）	第九号墳（『綜覧』池田村）	群大5号（群大(尾崎)）
8号古墳 正面(南面) 点在する石材 8号古墳 背面(北面) 8号古墳 (西面) 8号古墳 (東面) 点在する石材 保存整備基本計画（1992 年度） 1995 年と変化ない天井石の露出 1992 年度基本計画及び 1995 年 3 月沼田市史 の写真・図面と比較し古墳構造に変化なし。 ブドウ畑のビニール屋根は撤去されている。 古墳名表示板		
撮影日：2022.7.22		

9号墳			
9号古墳（県指定）		第八号墳（『綜覧』池田村）	群大3号（群大(尾崎)）
時 期	七世紀前半期築造		占 地 分布域の端位に位置
墳 丘	北から南に緩やかに傾斜する地に築造 大部分崩壊 玄室天井石露出		
	東西 6.9m、南北 8.4m、高さ北側 0.61m、南側 1.31m		
覆 土	石室被覆の裏込め積み程度にとどまる小規模墳丘と推定		
主体部	割石および転石使用の横穴式石室 玄門部では段差を持たない構造と推定		
石 室	両袖型横穴式石室 主軸全長 4.38m	主 軸	22 度 東
羨道部	主軸長 1.54m		
	羨道部入口 南南西面		
玄 室	主軸長（2.84m）、奥壁幅 1.2m、奥壁高 1.68m		
	中央部がやや幅広の矩形		
石 材	割石		
出土資料	—		
文 献	沼田市史 資料編 1 原始古代・中世		



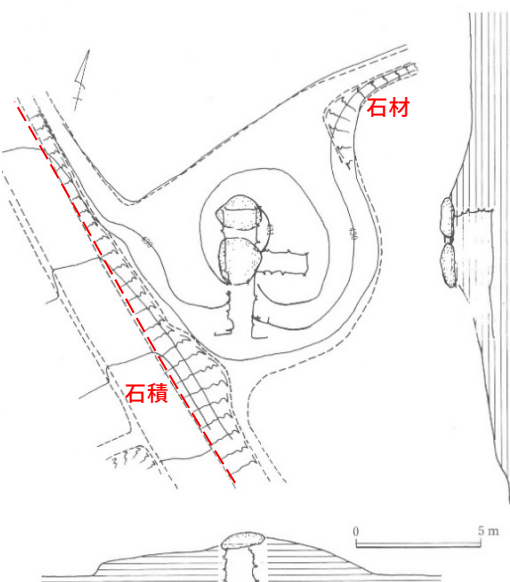
9号古墳墳丘

9号古墳石室

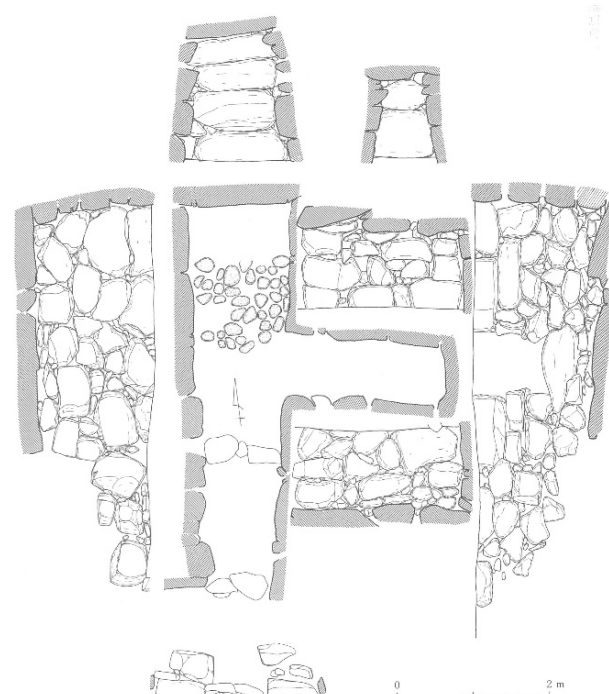
沼田市史 資料編 1 （1995 年 3 月発行）

9号墳		
9号古墳（県指定）	第八号墳（『綜覧』池田村）	群大3号（群大(尾崎)）
 9号古墳 正面(南面) 後世の石積、土留め  9号古墳 背面(北面) 1995年と変化ない奥壁の隙間  9号古墳 (西面)  9号古墳 (東面) 目立つ切株、点在する石材  保存整備基本計画（1992年度）  外部からも内部構造がよく分かる  古墳名表示板		
1992年度基本計画及び1995年3月沼田市史の写真・図面と比較し古墳構造に変化なし。ブドウ畑のビニール屋根は撤去されている。樹木は伐採されているが枯れた切株が残る。		
撮影日：2022.7.22		

10号墳					
10号古墳（県指定）		第六号墳（『綜覧』池田村）		群大1号（群大(尾崎)）	
時 期	七世紀初め頃に築造			占 地	分布域の最東端に位置
墳 丘	段丘崖縁の地に占地 南に緩やかに傾斜 墳丘頂部標高 429.371m				
	残存墳丘東西 11.1m、南北 12.0m、高さ北側約 1.0m、南側約 1.93m				
覆 土	原形をとどめないまでに周囲が削平				
主体部	玄室右壁部T字形に主軸直角度で側室が付設した類例少ない横穴式石室				
石 室	┣字形プラン側室付設袖無型横穴式石室 軸全長 5.2m			主 軸	354 度
羨道部	主軸長 3.00m、奥幅 1.42m、奥高 1.42m				
	天井石取り除かれ開口 羨道部入口 南面				
玄 室	主軸長 3.00m、奥壁幅 1.42m、奥壁高 1.70m				
	天井石露出				
石 材	転石、割石				
出土資料	－				
周 堀	第2次調査、第4次調査時に確認				
文 献	沼田市史 資料編1 原始古代・中世				

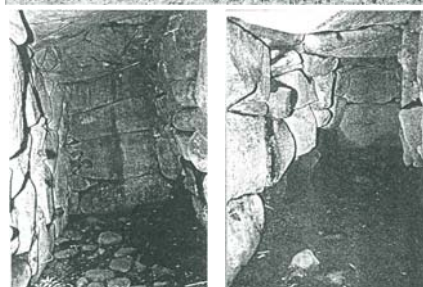


10号古墳墳丘

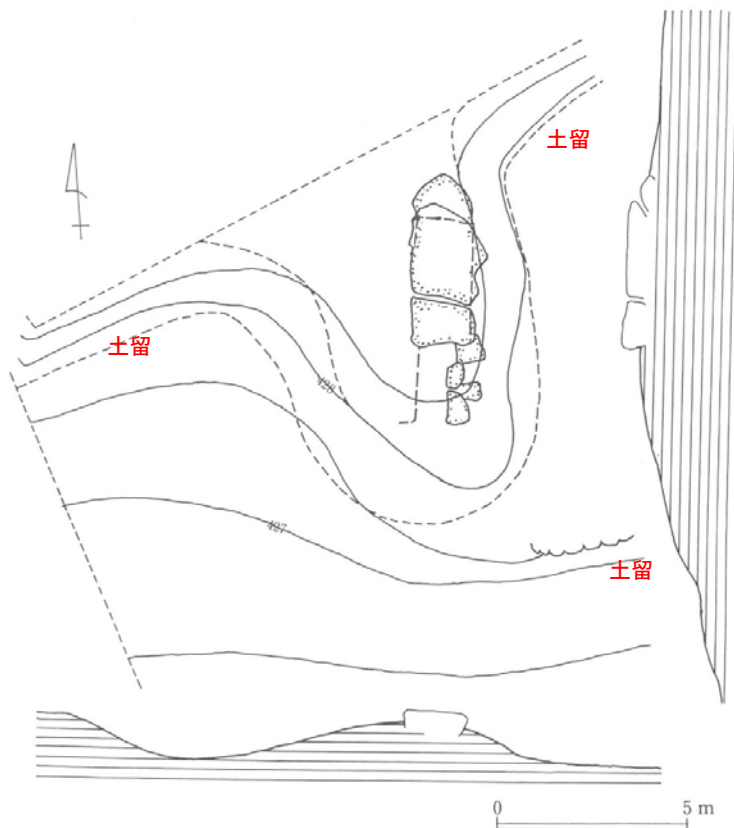


10号古墳石室

沼田市史 資料編1（1995年3月発行）

10号墳		
10号古墳（県指定）	第六号墳（『綜覧』池田村）	群大1号（群大(尾崎)）
		
10号古墳 正面(南面) 前庭部を遮る後世の石積		10号古墳 背面(北面)
		
10号古墳 (西面) 後世の石積、目立つ切株		10号古墳 (東面)
		
		切株が目立つ石室入口、古墳名と注意喚起表示板
	←左は石室 右は側室	
保存整備基本計画（1992年度）		
1992年度基本計画及び1995年3月沼田市史の写真・図面と比較し古墳構造に変化なし。樹木は伐採されているが枯れた切株が残る。		
石室に少し入ると見える側室 石室に生える草		
撮影日：2022.7.22		

11号墳			
11号古墳（県指定）		第七号墳（『綜覧』池田村）	群大2号（群大(尾崎)）
時 期	七世紀後半期築造		占 地 分布域の東端寄り位置
墳 丘	北から南に緩やかに傾斜する地に築造 現存最高所標高 429.14m		
	頂部削平 東西径 8.0～10.0m、南北径 12.0～13.0m、高さ南側約 2.0m		
覆 土	—		
主体部	天井石露出		
石 室	両袖型横穴式石室 主軸全長 5.35m	主 軸	5 度 東
羨道部	主軸長 2.50m、奥幅 1.00m		
	羨道部入口 南面		
玄 室	主軸長 2.85m、奥壁幅 1.62m、奥壁高（0.96m）		
	玄門部天井は玄室部天井と段差をもつ形状		
石 材	転石、割石		
出土資料	不明		
文 献	沼田市史 資料編1 原始古代・中世		

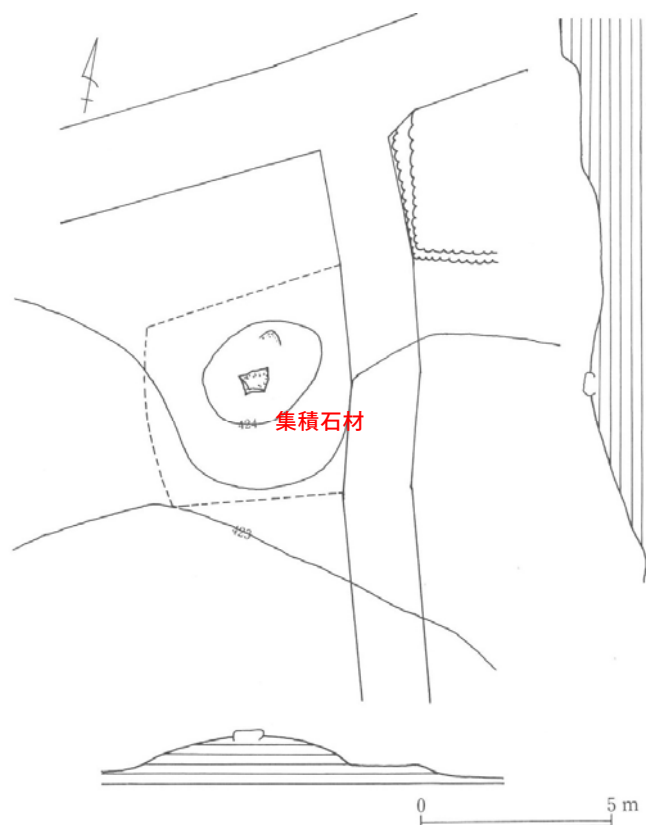


11号古墳墳丘

沼田市史 資料編1（1995年3月発行）

11号墳		
11号古墳（県指定）	第七号墳（『綜覧』池田村）	群大2号（群大(尾崎)）
 11号古墳 正面(南面) 背面に後世の土留め		
 11号古墳 背面(北面) 1995年と変化ない側壁開口部		
 11号古墳 (西面)		
 11号古墳 (東面) 1995年と変化ない側壁開口部		
 保存整備基本計画 (1992年度)		
 1995年と変化ない盗掘跡の開口部		
 古墳名表示板		
1992年度基本計画及び1995年3月沼田市史の写真・図面と比較し古墳構造に変化なし。樹木が伐採され改善している。		
撮影日：2022.7.22		

16号墳			
16号古墳（県指定）		漏れ（『綜覧』池田村）	群大ハ号（群大(尾崎)）
時 期	—	占 地	分布域のほぼ中央に位置
墳 丘	北から南に緩やかに傾斜する地に築造 標高 423.0～424.0m 削平され原型なし 東西径 5.5m、南北径 6.0m、高さ北側 0.2m、南側 1.2m		
覆 土	—		
主体部	横穴式石室 削平され天井石材一部の扁平割石が残る		
石 室	—	主 軸	—
羨道部	—		
	—		
玄 室	—		
	—		
石 材	—		
出土資料	不明		
文 献	沼田市史 資料編1 原始古代・中世		



16号古墳墳丘

沼田市史 資料編1（1995年3月発行）

16号墳		
16号古墳（県指定）	漏れ（『綜覧』池田村）	群大八号（群大(尾崎)）
		
16号古墳 正面(南面) 葺石と間違えやすい後世の石材	16号古墳 背面(北面) 点在する後世の石材	
		
16号古墳 (西面) 点在する後世の石材	16号古墳 (東面) 後世に載せた石材と点在する石材	
		
保存整備基本計画（1992年度）	天井割石が残存するが後世の集積石材により分からない	
1992年度基本計画及び1995年3月沼田市史の写真・図面と比較し古墳構造に変化なし。 樹木が伐採され改善している。 石材の集積はいつの時期かは不明。		
		
後世に集積された石材	古墳名表示板	
撮影日：2022.7.22		

23号墳			
タ号古墳（県指定）		漏れ（『綜覧』池田村）	群大タ号（群大(尾崎)）
時 期	—	占 地	分布域の最北端に位置
墳 丘	北から南に緩やかに傾斜する地に築造		
	残存墳丘東西約 3.6m、南北約 4.4m		
覆 土	—		
主体部	—		
石 室	—	主 軸	—
羨道部	—		
	—		
玄 室	—		
	—		
石 材	—		
出土資料	—		
周 堀	第4次調査時に確認		
文 献	—		

23号古墳墳丘

第4次試掘確認調査に基づき作成（2006年11、12月）

23号墳		
タ号古墳（県指定）	漏れ（『綜覧』池田村）	群大タ号（群大(尾崎)）
 23号古墳 正面(南面)  23号古墳 背面(北面)  23号古墳 (西面)  23号古墳 (東面)  第4次試掘確認調査 南から（2006年11、12月）  除草時に古墳の位置を注意喚起する表示棒  第4次試掘確認調査 東から（2006年11、12月） 2006年の第4次試掘確認調査の写真と比較し古墳構造に変化なし  古墳名が消えた旧古墳名表示板		
撮影日：2022.7.22		

(4) 出土遺物の保管や公開

【現状】 沼田市が発掘調査を実施した指定地外の奈良古墳群の須恵器などの出土資料は、市が保管している。このほか、昭和 30 年（1955）の群馬大学による 6 基の古墳の発掘調査に伴う鉄製壺鐙などの出土資料は、群馬大学が保管している。同年に七五三木氏が所有地の複数の古墳を発掘調査して出土した副葬品は、市指定文化財の「奈良古墳群出土品」として、所有者が保管している。なお、その出土品の一部は市に寄託され、沼田市歴史資料館で公開している。

【課題】 出土資料は適正な保存環境で保管することが求められることから、沼田市歴史資料館で一括した保管・公開することが望まれる。

第2節 活用

(1) 未整備の段階で可能な情報発信や見学公開の検討

- 【現状】
- ・薄根川対岸から眺める奈良古墳群の景観は、背後の山並みと一体となった環境が保全され、良好である。
 - ・地元小学校の要請に応じて校外学習対応等は適宜実施している。
 - ・沼田市歴史資料館にて、奈良古墳群の紹介や出土資料の展示を行っている。
- 【課題】
- ・薄根川対岸から奈良古墳群を眺めることができる、見学に適した場所を紹介する必要がある。
 - ・定期的な見学会を開催するなど、地元の小学校のほかにも現地公開に取り組む必要がある。
 - ・築造当時の様子を再現した映像を、沼田市歴史資料館や現地で見る方法など、デジタル技術を用いた見学公開の検討が必要である。



薄根川対岸から眺めた奈良古墳群



池田小学校 6年生児童の校外学習

(2) 奈良古墳群に関心を高めるための魅力づくり

- 【現状】 指定地外の公有化範囲（南西側の駐車スペース）外縁部分には、地元の池田地区振興協議会の役員を中心に、花苗のポット植え込む環境整備を実施している。
- 【課題】 文化財としての価値を損なわない範囲での活用を前提として、地元の活性化につながるイベント開催、花を植える活動などを通じて、奈良古墳群への関心が高まり実際に現地に来てもらえる魅力づくりに取り組む必要がある。
- 奈良古墳群が所在する地域はリンゴやブドウなどの果樹の産地であり、周辺農家と連携した観光周遊スポットに加える必要がある。

第3節 整備

(1) 古墳公園としての整備事業の着実な実施

【現状】 県指定史跡範囲（面積：30,567 m²）を含む本計画の対象範囲は、すべて市有地であり、将来的に史跡公園とする目的で取得している。

なお、指定地外の3箇所（南西隅と南東隅及び北西隅）の公有地は、これまでに遺構は確認していない。南西隅は駐車スペースや花植えスペースとして使用しており除草管理を行っている。南東隅の急傾斜地は1段下の段丘面であり、奈良古墳群の西半分を圃場整備した際に集めた石（葺石や石室の石材等も含む。）が地中に埋っている。

【課題】 景観が良好に保全されていることや情報技術の進展などを考慮して、現代にふさわしい古墳公園のあり方を検討した上で、整備を着実に実施する必要がある。

(2) 電気・水道設備の設置

【現状】 電気や上水道は未設置である。現地にある農業用水道は、飲料水として使用できない。また水量が不安定で、水の出ない時期がある。

【課題】 トイレや水飲（水栓）の設置要望が多いことから、古墳公園の整備に際しては、電気や水道設備の設置の検討が必要である。



農業用給水塔

(3) 解説板・名称標識の更新

【現状】 奈良古墳群の説明板は、県史跡指定後に解説を更新している。

【課題】 各古墳に設置した名称標識や石室への立入禁止柵には、一部破損がみられるため、安全管理上交換が必要である。



文化財説明板（指定地内）



立入禁止柵の基礎の破損

(4) 見学路の見直し

【現状】 現状の見学ルートには市道 3047 があり、古墳跡と重複する箇所がある。仮設見学路は指定地南側の古墳を一つ一つ見学できるように設定しているが、仮設見学路の無い古墳に近づく際に、後世の石積みや散乱する石材で足元が危険な箇所もみられる。

【課題】 古墳公園の整備に際しては、古墳を通過する線形を避けた見学路の整備を行う必要がある。

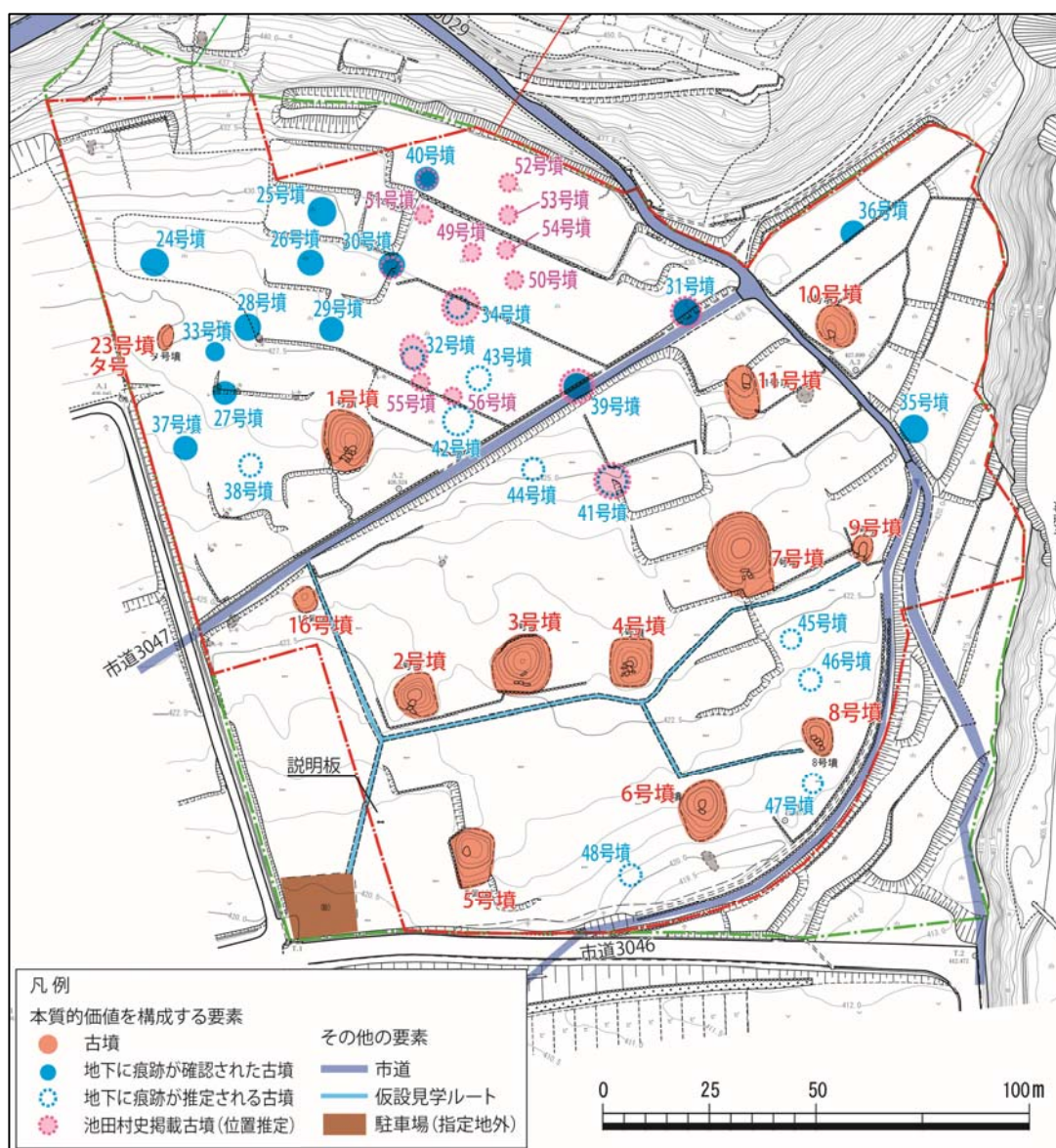


図 19 仮設見学路と古墳と市道の重複状況

（５）導入部のわかりにくさ

【現状】 奈良古墳群への案内標識は奈良大橋を渡り、進入道路（農道）の入口に１箇所設置されているのみである。

【課題】 現地へのアクセスルートはわかりにくいことから、ホームページでの紹介や、主要道路からの案内を検討する必要がある。



奈良古墳群への導入案内看板（南から）

第４節 運営及び体制整備

（１）沼田市における整備や活用に向けた体制づくり

【現状】 奈良古墳群に関する各種事業は、教育委員会事務局文化財保護課が担当している。

【課題】 奈良古墳群の整備事業や活用事業については、市全体の共通の課題と捉えて、関係課と連携した体制づくりに取り組む必要がある。

（２）周辺地域との連携体制

【現状】 仮設見学路の維持管理作業、入口駐車場周囲への花苗植え作業などは、地元池田地区振興協議会と協働で実施している（令和２・３年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。）。

【課題】 現在の活動を継続するとともに、花苗つくりに関し、地元小中学校や地元老人会などとの協力体制の構築を検討し、地域と連携した保存活用体制づくりに取り組む必要がある。



地元市民の花植え作業

第5章 計画の大綱

県史跡奈良古墳群は、群馬県内、特に県北部中山間地域の古墳時代終末期の古墳の様相を知る上で代表的な群集墳である。

奈良古墳群にふさわしい保存と活用に取り組むにあたり、本計画における大綱を次のとおり定める。

○ 奈良古墳群の保存された意義について広く周知し、地域にとってかけがえのない歴史文化遺産として未来へと継承する。

- ・奈良古墳群は、上毛古墳綜覧に掲載されて以降、広く知られた古墳群のひとつである。かつては県内に多く存在した小円墳からなる群集墳である奈良古墳群が保存された意義は大きく、また地域住民をはじめ多くの関係者の努力の結果でもある。県史跡指定を契機に、このことを広く周知することにより、大切な歴史文化遺産として次世代に継承する。

○ 本物の魅力をそのまま体感できる古墳群として、適切な管理を行いつつ公開する。

- ・良好に残されてきた古墳群であり、見学者の安全管理に配慮しつつ、見学公開の機会や範囲を増やす。
- ・定期的に各古墳の保存状況を確認し、保存に悪影響を及ぼす要因は除去する。
- ・現地公開にとどまらず、薄根川対岸からの眺めの良い地点の紹介や、AR・VR等の先端技術を活用した映像紹介など、様々な方法を用いて奈良古墳群の情報発信を行う。

○ 奈良古墳群の価値をわかりやすく伝える、活用事業や整備事業を推進する。

- ・学校教育や文化振興の場として、ひとづくりに寄与できる活用の取り組みを進める。
- ・奈良古墳群出土資料を展示する沼田市歴史資料館と連携して、古墳群の価値を伝える取り組みを進める。
- ・沼田市域の関連遺跡や歴史文化遺産と関連付けた活用を図る。
- ・まちづくり事業や観光振興と連携し、憩い・交流の場となる古墳公園の整備・活用を目指す。

○ 保存活用を推進するための、管理運営体制を整える。

- ・沼田市教育委員会を中心として、市（関係課）、地域住民、市民、関係団体が協働する管理運営体制を構築し、奈良古墳群の保存活用を推進する。

第6章 保存（保存管理）

第1節 保存管理の方針

（1）共通事項

- 指定地の環境を良好に維持し、周辺と一体となった景観の保全を図る。
- 本質的価値を構成する要素である全ての古墳（地上に確認される古墳及び地下に痕跡が確認・推定される古墳）に対し、遺構の状況を把握するとともに、必要に応じて保存措置を講じる。
- 樹木の根等が本質的価値を構成する要素の保存に支障を及ぼすおそれがある場合は、古墳の保存を優先した対策を実施するものとする。

（2）地区別の保存管理方針

本計画の対象範囲は、奈良古墳群を確実に保存するとともに、その歴史的価値を踏まえて有効に活用していくために、指定地とその周囲（指定地外）を含んでいる。そのため、指定地を「県史跡地区」、指定地外を「利便地区」としたうえで、それぞれの範囲に応じた保存管理の方針を定めるものとする。

表8 地区別の保存管理の概要

地区の名称	県史跡地区	利便地区
地区の概要	・古墳が地上及び地下に保存されている。 ・群馬県史跡指定地。 ・古墳の見学公開に必要な保存施設（説明板・柵等）を設置している。	・既往調査で古墳未確認。 ・群馬県史跡指定地外。 ・駐車スペースや石材集積場として利用している。
土地の所有・管理	・公園整備事業を実施するために取得した沼田市所有地。 ・古墳を保存し公開するための維持管理として、草刈作業等を実施している。	
保存管理方針	・将来的に古墳公園として公開活用を目指す中で、現状維持を前提とした保存管理を行う。 ・現地公開を継続する。	・県史跡の保存や活用を妨げない範囲で現状の土地利用を継続する。 ・県史跡地区に設置できない利便施設等を設置する。
現状変更等の規制概要	・群馬県文化財保護条例（第17条 現状変更等の制限） ・文化財保護法 埋蔵文化財（第93条 土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）（第94条 国の機関等が行う発掘に関する特例）	・文化財保護法 埋蔵文化財（第93条 土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）（第94条 国の機関等が行う発掘に関する特例）



図 20 保存管理の地区区分図

第2節 保存管理の方法及び現状変更等の方針

(1) 保存管理の方法

- 公開** 日常的な維持管理（草刈り等）を行い、原則として指定地全体を公開範囲とする。仮設見学路を北側にも設定し、地下に存在が確認された古墳の位置を明示する。
- 古墳の点検・復旧** 墳丘の残る古墳は定期的に点検を行い、き損がみられる場合は、学術的調査を踏まえて、適切な復旧・修理を行う。
- 石室の公開** 石室出入口が開口している古墳は、1号・2号・3号・7号・9号・10号の計6基あり、石室内を公開する古墳は7号と10号とする（石室内の公開は、活用事業など引率者がいる場合に限定する。）。
- 安全対策** 遺構保存と安全管理の観点から、古墳墳丘上には登らせない。また、石室内部を公開しない古墳には、見学者に立ち入り禁止の注意喚起を行う。
- 地下遺構の保存** 地下に埋蔵されている古墳跡のうち、表土の薄い箇所がみられる場合は盛土等を行い保護層を確保する。
- 斜面地の維持** 指定地境界部の斜面地について防災等の対策に当たっては、極力地形の変更や擁壁の設置を避け、低木植栽等による斜面の維持に努めるものとする。
- 樹木管理** 指定地内に生育する樹木は、戦後の水田・畑利用時に植栽された境界木としての桑の木や果樹であり、市が土地取得後伐採管理を行わず現在に至ったことから、高木化が進んでいる。現状において墳丘上に樹木はないが、地下に確認されている古墳跡に対しては樹木の根茎が遺構に絡んで破壊につながることも想定される。このため、古墳の確認されている範囲は伐採等を検討する。
- 市道** 指定地内の市道は廃止する。（関係課と要協議）
- 利便施設等** 県史跡地区には、利便性を高めるための駐車場やトイレ等の施設は設けない。利便地区あるいはその他の近隣地域に整備することとする。
- 眺望点の確保** 薄根川対岸に奈良古墳群全体を望む眺望点を設定し、県史跡の指定範囲を超えて西側に広がっていた奈良古墳群の全体像を紹介する。あわせて、近隣地域の協力を得て、視界を良好に保つため樹木の伐採や刈払いを行う。

表9 古墳ごとの保存の方針

番号	保存の方針
1号古墳 (石室開口)	・墳丘とその周囲及び石室内の定期的な除草による維持管理を継続する。 ・石室内への進入防止柵の修理。 ・天井石の隙間から石室内に落下しないよう注意喚起。
2号古墳 (石室開口)	・墳丘とその周囲及び石室内の定期的な除草による維持管理を継続する。 ・石室内への進入防止柵の修理。 ・天井石の隙間から石室内に落下しないよう注意喚起。
3号古墳 (石室一部開口)	・墳丘とその周囲の定期的な除草による維持管理を継続する。 ・管理時に石室内に落下しないよう注意喚起を継続する。 ・枯れた樹木の切除。
4号古墳 (石室未開口)	・墳丘とその周囲の定期的な除草による維持管理を継続する。
5号古墳 (石室未開口)	・墳丘とその周囲の定期的な除草による維持管理を継続する。
6号古墳 (石室未開口)	・墳丘とその周囲の定期的な除草による維持管理を継続する。 ・前庭部のクワ伐採。
7号古墳 (石室開口)	・墳丘とその周囲及び石室内の定期的な除草による維持管理を継続する。
8号古墳 (石室未開口)	・墳丘とその周囲の定期的な除草による維持管理を継続する。
9号古墳 (石室露出)	・墳丘とその周囲及び石室内の定期的な除草による維持管理を継続する。 ・枯れた切株の切除。
10号古墳 (石室開口)	・墳丘とその周囲及び石室内の定期的な除草による維持管理を継続する。
11号古墳 (石室未開口・側面盗掘坑有)	・墳丘とその周囲の定期的な除草による維持管理を継続する。
16号古墳 (詳細不明)	・墳丘とその周囲の定期的な除草による維持管理を継続する。 ・集積石材の除去。 ・古墳の規模を示す表示を設置する。
23号古墳 (タ号) (詳細不明)	・墳丘とその周囲の定期的な除草による維持管理を継続する。 ・古墳の規模を示す表示棒を更新する。 ・古墳名表示板の更新。

(2) 現状変更等の取扱いの方針

指定地内（県史跡地区）には、古墳（遺構）のほか、農地利用の際に設置された樹木や石積み、市道、管理上設置された説明板や名称標識などがあり、それら既存の諸要素に対し、維持管理や改修、除去などの行為が想定される。また、将来の古墳公園整備の際は、新たな施設整備や植栽等が考えられる。

県指定文化財としての価値を確実に保存することを前提に、上記のような各種行為が適切に行われるよう、現状変更等の取扱い基準を示す。

表 10 現状変更等の取扱い基準一覧（県史跡地区）

	現状変更等取扱いの方針	特記事項
ア. 道路の改修、新設など	○ 公共・公益上必要な施設の維持のための改修は認める。 1) ※将来は廃道 × 道路の新設は認めない。	1) 公共・公益上必要な施設の維持のための改修は、遺構に影響のないよう図った上で、文化財としての価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない場合は認めるものとする。
イ. 公園施設・便益施設の新設など	× 原則として認めない。 2)	2) 史跡の利活用に関連する必要不可欠な施設であり、遺構に影響のないよう図った上で、文化財としての価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない場合は認めるものとする。
ウ. 建築物の新築、増築、改築、移転	× 新築、増築、改築または指定地内における移転は、原則として認めない。 3)	3) 基礎を伴わない車庫や物置などの「簡易な建築物」については、期間を限って、地下遺構への影響や周辺景観が配慮されている場合において認めるものとする。
エ. 工作物・土木構造物の設置・改修	△ 防災上、土地や施設の管理に必要な工作物・土木構造物の新設は、遺構の保存状況やその必要性などに応じて判断する。 4)	4) 防災上、土地や施設の管理に必要な工作物・土木構造物の新設にあたっては、遺構に影響のないよう計画した上で、文化財としての価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない範囲で認めるものとする。
オ. 地形の変更	× 原則として認めない。 5)	5) 遺構復元や後世の地形改変の復旧といった文化財保護のための地形変更は認める。
カ. 木竹の伐採・抜根、植樹	△ 伐採は、枯損木や遺構に影響を及ぼす樹木は認める。 × 伐根は、原則として認めない。 × 植栽は、原則として認めない。 6)	6) 法面保護や植生復元のための地被類や低木植栽、遺構に影響を及ぼさない範囲の植栽は、景観の保全に配慮することを前提に認める。
キ. 地下埋設物の設置・改修	○ 公共・公益上必要な地下埋設物は、認める。 7)	7) 公共・公益上必要な水道管等の地下埋設物は、地下遺構に影響のない範囲で認める。
ク. 建築物・工作物などの色彩の変更	× 原則として認めない。 8)	8) 建築物・工作物などの色彩の変更は、周辺景観に配慮し、文化財としての価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない範囲で認めるものとする。
ケ. 発掘調査及び保存整備	○ 遺構の保存や状況把握に関わる調査は認める。 9) ○ 学術的調査の成果に基づく保存修理、整備は認める。 10)	9) 遺構の保存や状況把握に関わる調査は、その目的を明確にした上で、適切な範囲で行う場合は認めるものとする。 10) 学術的調査の成果に基づく保存修理、整備は、その方法などを充分検討した上で行う場合について認めるものとする。

第3節 関係法令

群馬県指定史跡奈良古墳群の保存活用に関わる法令等は、次のとおりである。

（1）群馬県指定史跡の現状変更等

奈良古墳群は群馬県文化財保護条例第38条第1項の規定による群馬県指定史跡であり、その現状を変更する行為や県指定史跡の保存に影響を及ぼす行為（以下、「現状変更等」という。）をしようとする場合には、同条例第42条において準用する第17条1項の規定に基づき、県知事に申請し、許可を得なければならない。したがって、開発事業に伴う土木工事だけでなく古墳公園整備の際にも現状変更等の許可申請が必要となる。

指定地においては、関連する施行規則等を踏まえて、現状変更等の取扱いを明確にした上で、適切に保存管理を行う必要がある。そのためには、本計画に示す保存管理の方針及び取扱基準について、管理者である沼田市だけではなく地域住民にも十分理解を得て、協力いただくことが重要である。

① 群馬県文化財保護条例〔昭和51年（1976）10月25日 条例第39号〕 抜粋

（目的）

第1条 この条例は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第百八十二条第二項の規定に基づき、法の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で群馬県（以下「県」という。）の区域内に存するもののうち県にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講ずるとともに、土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について必要な事項を定め、もって県民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。

（現状変更等の制限）

- 第17条 県指定重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、知事の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。
- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、規則で定める。
- 3 知事は、第一項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。
- 4 第一項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、知事は、許可に係る現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。
- 5 第一項の許可を受けることができなかったことにより、又は第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、県は、その通常生ずべき損失を補償する。

② 群馬県文化財保護条例施行規則〔令和2年（2020）3月31日 規則第45号〕 抜粋

（現状変更等の許可申請等）

- 第11条 条例第17条第1項の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の許可を受けようとする者は、現状変更等許可申請書（別記様式第十号）を当該現状変更等をしようとする日前30日までに、知事に提出しなければならない。
- 2 現状変更等の許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、速やかに、現状変更等終了届（別記様式第十一号）を知事に提出しなければならない。

（維持の措置の範囲）

第23条 条例第42条において準用する条例第17条第2項の規則で定める維持の措置の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- 1 県指定史跡名勝天然記念物が毀損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該県指定史跡名勝天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等後の現状）に復するとき。
- 2 県指定史跡名勝天然記念物が毀損し、又は衰亡している場合において、当該毀損又は衰亡の拡大を防止するため、応急の措置をするとき。
- 3 県指定史跡名勝天然記念物の一部が毀損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が不可能であることが明らかである場合において、当該部分を除去するとき。

③群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例施行規則 抜粋

〔平成 11 年 12 月 28 日規則第 64 号〕

（目的）

第 1 条 この規則は、群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成 11 年群馬県条例第 43 号。以下「条例」という。）に基づき、条例の定めるところにより市町村が処理することとされる事務のうち規則に基づく事務の範囲について定めることを目的とする。

（市町村が処理する事務の範囲等）

第 3 条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ下欄に掲げるとおりとする。

3 条例別表第 1 の 18 の 3 の項（5）に規定する県指定史跡名勝天然記念物の現状変更等で別に規則で定めるもの（当該史跡名勝天然記念物が一の市の区域内に存する場合に限る。）	（1） 小規模建築物（階数が 2 以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が 120 平方メートル以下のものをいう。）で 2 年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築 （2） 工作物（建築物を除く。以下この（2）において同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から 50 年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。） （3） 群馬県文化財保護条例（昭和 51 年群馬県条例第 39 号）第 40 条に規定する県指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修 （4） 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修 （5） 建築又は設置の日から 50 年を経過していない建築物その他の工作物の除却 （6） 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。） （7） 県指定史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取 （8） 群馬県指定天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取
--	--

（２）埋蔵文化財包蔵地における土木工事等

奈良古墳群は、周知の埋蔵文化財包蔵地である。周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等を行う場合は、事前に沼田市教育委員会教育長（担当は文化財保護課）に対して、法第93条に基づく届出、または法第94条による通知を行わなければならない。したがって、その区域内で掘削を伴う土木工事を行おうとする者に対しては、文化財保護法の遵守をはじめ、文化財を保護するための必要な手続きや措置に対し協力を求める必要がある。

なお、遺失物法第4条第1項では、「埋蔵物として提出された物件が文化財と認められるときは、警察署長は、直ちに当該物件を当該物件の発見された土地を管轄する都道府県の教育委員会（当該土地が指定都市等の区域内に存する場合にあっては、当該指定都市等の教育委員会、次条において同じ。）に提出しなければならない。ただし、所有者の判明している場合は、この限りでない。」と定められており、発掘調査等によって発見された遺物は、警察署を経由して群馬県に届け出る必要がある。

① 文化財保護法〔昭和25（1950）年5月30日、法律第214号〕

（この法律の目的）

第1条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（調査のための発掘に関する届出、指示及び命令）

第92条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）

第93条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「30日前」とあるのは、「60日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第1項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

（国の機関等が行う発掘に関する特例）

第94条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第97条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第1項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たって、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前2項の場合を除き、第1項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和23年法律第73号）第4条第2項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

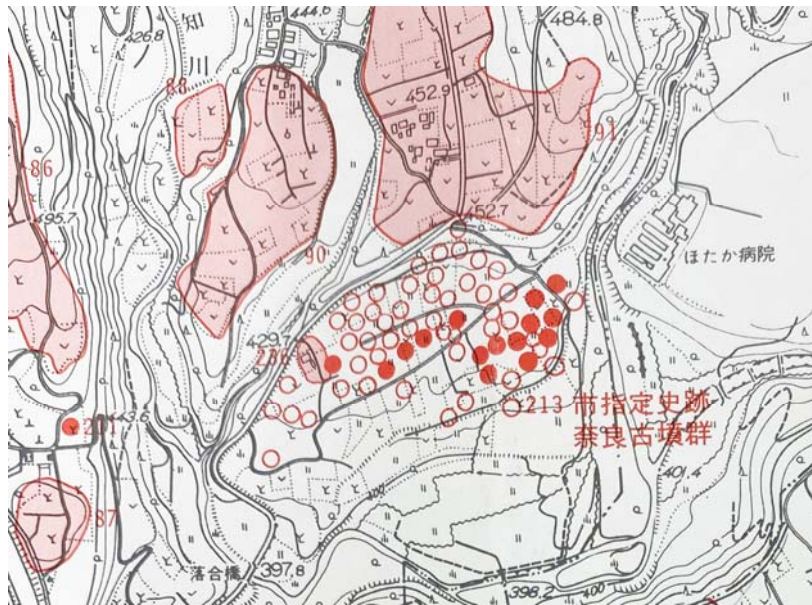


図 21 遺跡地図（埋蔵文化財包蔵地）

第7章 活用

第1節 方向性

(1) ふるさとを知り愛着を育む学びの場としての活用

沼田市域（あるいは北毛地域）にかつて多く存在した群集墳や、奈良古墳群が持つ歴史的価値を学ぶことは、地域の成り立ち、当時の馬の生産に関わる集落や文化に対する理解を深め、ふるさとへの愛着や誇り、地域の連帯を育むことにつながる。

そうした、奈良古墳群があることでうかがい知ることができる、古代の沼田地域を知るための地域学習の機会を提供する。また、沼田市域における各時代の歴史文化遺産と結び付けた活用に取り組むことにより、地域の歴史文化の理解に役立てる。

(2) 憩いの場としての活用

地域住民・市民をはじめ、史跡を訪れる人々の憩いの場となるような活用を図る。

(3) 文化的観光資源としての活用

沼田市域に存在する各種の歴史文化遺産や農山村景観を、奈良古墳群と関連付けて活用することにより、市域の多彩で豊かな歴史文化を体感できるようにする。

地域住民や市民団体等と連携しながら、奈良古墳群を核として、活力ある地域を目指した人づくり・まちづくりに資する活用を推進する。

(4) 多様な情報発信による史跡の活用

群馬県における古代東国文化の代表的史跡の一つとして知られる奈良古墳群の価値は、小規模円墳からなる群集墳の有り様が良好に残されてきたことと、薄根川右岸の段丘上に立地し、急峻な崖で囲まれた地形環境と一体で保全されていることである。

学習活動の促進や、地域振興に寄与する活動を進めるため、奈良古墳群の価値や魅力について、多様な方法による情報発信に取り組む。

第2節 方法

(1) ふるさとを知り愛着を育む学びの場としての活用

- ・沼田市は、奈良古墳群近隣の小学生を対象に、定期的に見学会を開催している。今後も小学生を対象とした見学会を継続するとともに、一般市民を対象にした見学会の実施機会の拡充に取り組む。
- ・指定地に現存する古墳の本格的な発掘調査は未実施で、出土資料も不明であることから、過去に記録保存で発掘調査された古墳の多くの出土資料について、沼田市歴史資料館で保存・公開するとともに、池田地区コミュニティセンターにおいて出張展示を行うなど、周知活動を推進する。
- ・学校教育において、地域の歴史教育に活用できるよう取り組む。



図 22 見学会の募集案内チラシ

(2) 憩いの場としての活用

- ・奈良古墳群を憩いの場として活用できるように、地域住民による花苗を植える活動を継続的に支援する。

(3) 文化的観光資源としての活用

- ・沼田市には、沼田城址に整備された沼田公園や、沼田市に縁のある歴史的建造物が移築され集積している大正ロマンエリア（本町通り上之町周辺）など、歴史文化遺産が数多く公開活用されている。このほか、奈良古墳群出土品が保管公開されている歴史資料館のほか、道の駅や温泉施設、観光農園等の観光資源も豊かである。
- これらの文化施設・観光資源と奈良古墳群を含めた歴史文化遺産とを結んだ広域的な周遊ルートの設定を進めた上で、情報案内等の各種サービスを提供するなど、観光資源としての活用も検討する。



歴史ロマンエリアに移築された歴史的建造物
(旧土岐家住宅洋館)

(4) 多様な情報発信による史跡の活用

- ・沼田市では、奈良古墳群の情報発信として、市ホームページにて文化財概要を紹介するとともに、「奈良古墳群散策マップ」を掲載している。今後は、市域の歴史文化遺産について紹介

したパンフレット・ガイドブック等に奈良古墳群を掲載したり、講演会やシンポジウムなどのイベントの機会を設けたりするなど、情報発信の機会を増やしていく。



図 23 奈良古墳群散策マップ（一部）

- ・ 県史跡の指定範囲を超えて西側に広がっていた、かつての奈良古墳群の全体像を紹介する。これは、薄根川対岸の眺望点や川場大橋付近を設定して周知を図ることや、AR・VR等の先端技術を活用し往時の姿を映像で復元するなどの方法を検討する。

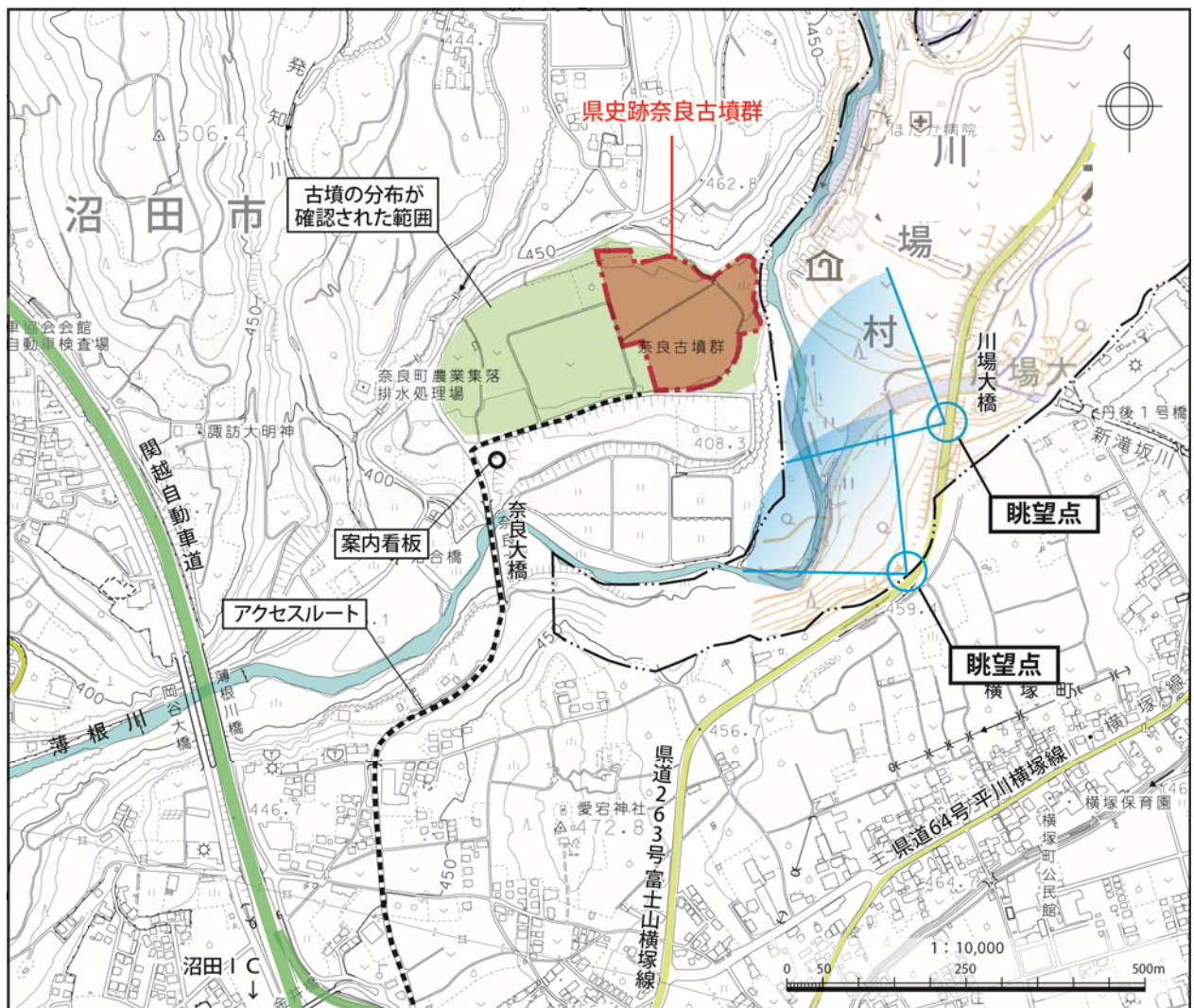


図 24 奈良古墳群全体を俯瞰できる眺望点（県道 263 号付近）

第8章 整備

第1節 方向性

(1) 遺構の保存に万全を期した整備

整備にあたっては、地上で確認できる古墳だけではなく、地下に埋蔵されている古墳跡を含めた全ての遺構について、保存を確実に行うものとする。

遺構のき損防止や修復など、保存対策を必要とする緊急度の高いものから優先的に整備することとし、古墳ごとに整備方針を定める。なお、整備に必要な情報を得るための発掘調査にあたっては、未盗掘の石室は調査を行わないなど、保存のために最小限に留めて行うものとする。

(2) 調査研究の成果に基づいた整備

既往の研究成果に基づき、奈良古墳群の特徴や価値を分かりやすく伝え、往時の姿を感じられる整備を目指す。

(3) 周辺環境と調和のとれた整備

奈良古墳群の整備に際し、必要となる園路やトイレ等の諸施設の設置に際しては、指定地のみならず、河岸段丘の斜面緑地や周辺農地と一体となった良好な景観の保全に配慮して行う。

(4) 本格整備による古墳公園を目指した段階的整備

奈良古墳群の保存・活用の実現に向けて、古墳公園の整備目標の下、段階的な整備に取り組むものとする。

奈良古墳群の目指す整備イメージ（古墳公園の整備目標）

- ・ 郷土の歴史や文化を学ぶ教育施設としての古墳公園
- ・ 市民が親しみを持つことのできる古墳公園
- ・ 市民の文化活動の場としての古墳公園
- ・ 歴史文化施設や観光農園等と連携し、地域づくりに寄与する古墳公園

第2節 方法

(1) 暫定整備の実施

奈良古墳群の公開に必要な暫定整備を実施する。本格的な古墳公園の整備については、今後整備基本計画を策定して提示する。

当面必要と考えられる項目は、以下のとおりとする。駐車場と指定地の境界がわかるよう簡易舗装や柵を設置したり、崖近くの注意喚起や、移動可能な説明板を設置するなど、古墳公園の整備に支障のない方法を検討した上で実施する。

①保存管理のための整備

- ・古墳の石室前に設けた柵の一部に破損が見られることから再設置する。
- ・崖付近で立入制限を要する箇所には、危険を周知するとともに柵を設置する。
- ・指定地と駐車場の境界部は、低い柵を設けて区画する。



立ち入り禁止柵の例（低い木柵）

②地下に埋蔵された古墳跡の表示・解説

- ・地下に埋蔵している古墳跡の周知を行う。現在、指定地の南側を対象としている除草管理を北側まで広げるとともに、市指定の副葬品が出土した古墳跡の位置に名称板や説明板を設置する。
- ・新たな説明板や名称板の設置にあたっては、可動式のタイプや、QRコードによる多様な情報提供のほか、AR（Augmented Reality：拡張現実）技術を利用して往時の古墳群の映像を携帯端末の画面に再現するなど、デジタル技術を取り入れる方法を検討する。



可動式の解説施設の例（QRコードを読み取ると、復元建物の映像がみえる）

③緑陰整備

- ・来訪者の憩いの場となるよう、地下遺構に影響のない箇所にある既存の樹木は残して、緑陰として利用する。指定地外の駐車場には、緑陰となる樹木を植栽する。

④指定地に隣接する便益施設の整備

- ・駐車場の簡易舗装、トイレ等の設置は、利便地区あるいは奈良古墳群に近い適切な場所に公園整備に先立ち検討する。

(2) 公園整備に向けた各古墳の整備方針の検討

- ・各古墳の整備方針は、奈良古墳群の景観保全を優先し、当面は古墳外観の復元画像や石室内の映像を公開しながら、慎重に検討を行う。各古墳の現状を踏まえた検討事項は、表 11 のとおりとする。
- ・古墳公園の整備方針を決める際は、各古墳の保存状況と古墳群全体の景観保全の 2 つの観点を考慮し、後世に長く伝え残すための適切な整備手法を探りながら行うものとする。

表 11 各古墳の復旧・整備にむけた検討事項

番 号	整備にあたっての検討事項
1 号古墳 (石室開口)	・天井石復旧の是非。 ・石室前面石積の撤去復旧。
2 号古墳 (石室開口)	・古墳群の導入部にあるため石室復旧、墳丘復元の是非。 ・石室前面石積の撤去復旧。
3 号古墳 (石室一部開口)	・墳丘、石室も最も良好に現存するため保存対象とするかの検討。 ・石室前面石積の撤去復旧。
4 号古墳 (石室未開口)	・天井石復旧の是非。 ・未開口のため保存対象石室とするかの検討。 ・石室前面石積の撤去復旧。
5 号古墳 (石室未開口)	・天井石復旧の是非。 ・未開口のため保存対象石室とするかの検討。 ・石室周囲石積の撤去復旧。
6 号古墳 (石室未開口)	・未開口のため保存対象石室とするかの検討。 ・石室周囲に点在する石材の撤去復旧。
7 号古墳 (石室開口) 最大古墳	・墳丘、石室共に良好に現存し、羨道部の天井、周堀を含めた古墳全体の復元が可能であるため、復元の是非、石室内の公開方法。 ・石室前面の土留と点在する石材の撤去復旧。
8 号古墳 (石室未開口)	・未開口のため保存対象石室とするかの検討。 ・墳丘西側が痩せているため復旧の是非。
9 号古墳 (石室露出)	・現状は露出した石室を公開しているが、復元の是非について検討。 ・石室前面の土留、石積、石材の撤去復旧。
10 号古墳 (石室開口)	・希少な石室で現状は石室内の見学が可能であるが、公開の是非、公開方法の検討。 ・石室前面の石積、石材の撤去復旧。
11 号古墳 (石室未開口)	・墳丘は流出、側面に盗掘坑があるため、石室復旧復元の是非。 ・石室周囲の土留撤去復旧。
16 号古墳 (詳細不明)	・特に小型の古墳のため、石室等の復旧復元の是非についての検討。 ・未発掘の可能性があるため、集積石材の撤去に伴う発掘調査の実施。
23 号古墳 (詳細不明)	・特に小型の古墳のため、石室等の復旧復元の是非。 ・未発掘の可能性があるため、発掘調査の実施。

第9章 運営・体制の整備

第1節 方向性

群馬県指定史跡奈良古墳群の保存活用は、群馬県文化財保護条例及び本計画に基づき、沼田市が主体となり、地域住民、関係行政機関等と十分な意思の疎通を図りながら行うものとする。

沼田市教育委員会は、群馬県（担当課：地域創生部文化財保護課）の指導の下に沼田市の関係課と連携した体制を構築し、保存管理・活用・整備を適切に遂行する。

また、各種事業の実現には、地元住民の協力と参加が不可欠である。沼田市は、将来的な活用・整備を見据えて、まずは奈良古墳群に関する周知を図ることとして、管理運営の一部を担う地元住民組織等の育成、支援などにも取り組むものとする。

第2節 方法

（1）行政の連携体制の整備

- ・本計画を実行する主体者としての役割を担うのは沼田市であり、沼田市教育委員会文化財保護課が所管する。
- ・今後の整備事業や、市域の歴史文化遺産や観光農園等と結びつけた活用事業等については、沼田市の関連課と沼田市教育委員会事務局による連携体制を構築して進める。

（2）地域住民や観光農園等との連携・協働による体制

- ・花苗植え作業などの協力団体である池田地区振興協議会の役員以外にも、広く地元に奈良古墳群の存在や魅力をアピールするため、池田地区コミュニティセンターとの連携に取り組む。
- ・奈良古墳群の情報発信のため、池田地区の奥にある迦葉山や玉原高原などの観光地を始め、地元池田地区のサクランボやプラム、ブドウやリンゴなどの周辺地の観光農園との連携に取り組む。

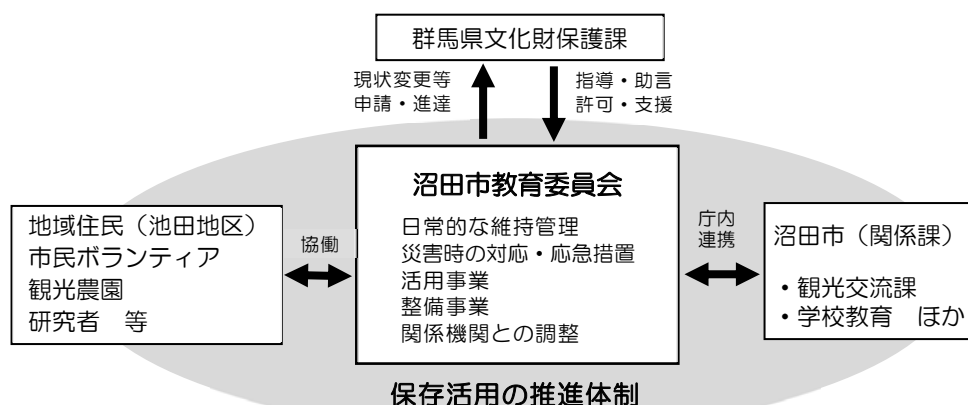


図25 保存活用推進体制イメージ

第10章 施策の実施

第1節 段階的な事業区分

沼田市は、奈良古墳群の公有化を完了し公開しているが、古墳公園として整備事業に着手する具体的な時期は整備基本計画作成後となる。そのため本計画で定めた項目は、主に短期的な施策と、古墳公園を目指して中長期的に取り組む施策に区分する。

(1) 短期（整備事業着手前）

短期においては、本計画に基づく保存管理の継続的な実施と、奈良古墳群の価値を伝える活動を中心に取り組む。

整備事業着手前に可能な取組として、地域住民花植え活動の支援、現地見学会の開催を行うほか、拡張現実（AR）による動画作成及びホームページにおける公開など、まずは奈良古墳群を広く知ってもらう活動を実施する。

また、指定地内外に、奈良古墳群の特徴を伝える説明板を設置するなど、見学者の理解を助ける整備を行う。

このほか、沼田市歴史資料館において奈良古墳群や出土資料の紹介はすでに実施しているが、市指定文化財（副葬品）の一括保管、他の歴史遺産と連携した公開イベントなど、奈良古墳群に関わりの深い文化財の情報提供の場として、更なる拡充に取り組む。

(2) 中長期（整備基本計画立案～古墳公園の整備公開まで）

中長期においては、短期における取組みである、価値の周知・地域住民との連携体制づくりなどの成果を踏まえ、地域に根ざした奈良古墳群の在り方を模索しつつ将来像を定めるものとする。その上で、整備基本計画の作成、設計・整備工事を経て、整備された指定地における、学習活動、憩い・交流空間の提供、観光資源としての活用を推進する。

特に、各古墳の復旧や復元の是非については、遺構保存を前提とした慎重な対応が求められることから、調査研究に基づき専門家の指導を得て適切な対応が図られるよう、整備委員会を設置して計画検討を行うものとする。

第2節 段階ごとの事業計画

本計画に基づき実施する各種の施策を、前章までの保存管理・活用・整備・体制に係る項目に沿って、段階ごとに整理し、保存活用の事業計画として示した。

表12 保存活用の事業計画

期間 項目	短期計画	中長期計画
	整備事業着手前	整備基本計画立案～古墳公園の整備・公開まで
主な 施策	●保存管理の継続（維持管理、点検） ●奈良古墳群の価値の発信	●古墳公園としての本格的な整備事業と公開 ●保存管理の継続（維持管理、点検） ●奈良古墳群の価値の発信
発掘 調査	————	●既往の調査成果の精査と現状の比較検証 ●整備方針に基づき、遺構の保存状況を確認するための調査の実施
保存 管理	●日常的な維持管理（草刈、見学路維持）、定期的な点検（古墳及び既存施設）の実施 ●建築物・道路・工作物・樹木・埋設物等の現状変更に対し、取扱い基準に従って、許可事務を行う。 ●奈良古墳群周辺部における開発等の把握（景観保全にむけた調整）	
活用	●奈良古墳群を知る機会をつくる ～ふるさと学習や学校教育としての活用推進 ・現地説明会の開催（市民向け、小中学校向け） ・調査研究成果の出張展示（市内各所） ・AR等を活用した多様な情報発信（市HP、沼田市歴史資料館）	●古墳公園整備後の活用を推進 ・ふるさとを知り愛着を育む学びの場としての活用 ・憩いの場としての活用 ・文化的観光資源としての活用 ・多様な情報発信による史跡の活用 ●奈良古墳群や関連遺跡の総合的な活用事業の展開（沼田市歴史資料館） ・調査研究成果の情報発信 ・周辺の歴史文化遺産や文化施設との連携
整備	●県史跡地区 ・古墳跡に関する説明板の新設 ・樹木伐採（遺構保存上必要最小限の範囲） ●利便地区 ・暫定的整備（簡易柵、簡易舗装等） ●眺望点 ・解説施設の設置	●本格的な整備基本計画の立案・事業推進 ・遺構保護盛土、修理、遺構表示 ・解説板、案内板、ベンチ等 ・便所・駐車場等の整備 ●歴史文化遺産、近隣施設等（観光農園）との連携 ・周遊ルート設定 ・案内・解説施設の設置・充実
管理 運営 体制	●市と地区住民と連携体制づくり ●担当課の人員充実	●整備検討委員会の設置 ●市民参加の充実、観光農園との連携

第 11 章 経過観察

第 1 節 方向性

文化財の適切な保存と管理、活用は一時的な行為ではなく、将来にわたり継続して取り組む必要がある。このため、奈良古墳群の保存活用に取り組む過程において、各種施策や事業が適切に行われているかどうか定期的に点検し、基本方針（大綱）に沿って現状を把握・分析し、問題点の改善を図っていく。

第 2 節 方 法

経過観察は、沼田市教育委員会文化財保護課が主体となって実施し、定期的に事業内容を点検・見直すことにより改善を図る。

事業計画として掲げた項目（調査研究・保存管理・活用・整備・管理運営体制）について、①進捗状況、②実施に当たった課題、③（必要があれば）改善すべき点、④その他・状況を示す写真や資料等、の 4 項目に関して、おおむね 5 年ごとに評価する。

点検結果の報告は、沼田市教育委員会事務執行点検懇談会に対して行うこととする。